



定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・大間町

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と大間町（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

を

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。 |

「3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な |

| | |
|------|---|
| | 役割を担う。 |
| 乙の役割 | 教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

(2) 次代を担う人財育成及び人財確保の強化

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。 |

に

(3) 大学と連携した地域の活性化

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 甲及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行う。 |

改める。

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

(1) 交流、移住及び定住の促進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担す |

る。

を

(2) 婚活支援の推進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の婚活支援に関する各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 婚活支援に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 婚活支援に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |



「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。 |
| 甲の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 乙の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4年 3月18日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



乙 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4
大間町長 野 崎 尚 文

